

令和6年4月1日改正

【料金表】

1. 日常生活支援総合事業費(横浜市訪問介護相当サービス)

基 本	単位数	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	備考
(Ⅰ)週1回程度の利用	1176	1308 円/月	2616 円/月	3924 円/月	
(Ⅱ)週2回程度の利用	2349	2612 円/月	5224 円/月	7836 円/月	
(Ⅲ)週3回程度の利用	3727	4145 円/月	8289 円/月	12434 円/月	
加 算	単位数	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	備考
初回加算	200	223 円/回	445 円/回	668 円/回	・初回加算:初回訪問月に訪問または同行訪問を行った場合に加算。
生活機能向上連携加算	100	112 円/月	223 円/月	334 円/月	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本及び加算合計単位数の13.7%				令和6年4月1日～令和6年5月31日まで
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅰを除いた単位数の4.2%				
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを除いた単位数の2.4%				
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	基本及び加算合計単位数の22.4%				令和6年6月1日以降

2. 訪問介護費

基本(身体介護)	単位数	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	備考
20分未満	163	182 円/回	363 円/回	544 円/回	・20分未満のサービスは日中以外。
20分以上30分未満	244	272 円/回	543 円/回	814 円/回	
30分以上60分未満	387	431 円/回	861 円/回	1,291 円/回	
60分以上90分未満(※)	567	631 円/回	1,261 円/回	1,892 円/回	
90分以上は30分毎※に加算	82	92 円/回	183 円/回	274 円/回	
基本(生活援助)	単位数	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	備考
20分以上45分未満	179	199 円/回	398 円/回	597 円/回	
45分以上	220	245 円/回	490 円/回	734 円/回	
基本(身体介護の後の生活援助)	単位数	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	備考
20分以上45分未満	65	73 円/回	145 円/回	217 円/回	
45分以上70分未満	130	145 円/回	289 円/回	434 円/回	
70分以上	195	217 円/回	434 円/回	651 円/回	

令和 6 年 4 月 1 日改正

加 算	単位数	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	備考
初回加算	200	223 円/回	445 円/回	668 円/回	・初回加算:初回訪問月に訪問または同行訪問を行った場合に加算。 ・緊急時訪問加算:居宅サービス計画以外に緊急に訪問した場合に加算。
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	112 円/月	223 円/月	334 円/月	
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	223 円/月	445 円/月	668 円/月	
緊急時訪問介護加算	100	112 円/回	223 円/回	334 円/回	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本及び加算合計単位数の13.7%				令和6年4月1日～令和16年5月31日まで
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅰを除いた単位数の4.2%				
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを除いた単位数の2.4%				
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	基本及び加算合計単位数の22.4%				令和16年6月1日以降

3.割増料金

区 分	時間帯	割増料金率
早朝	午前6時～午前8時	基本料金の25%増し
夜間	午後6時～午後10時	基本料金の25%増し
深夜	午前10時～翌午前6時	基本料金の50%増し

※介護予防・日常生活支援総合事業費については、一月あたりの料金となっておりますので、時間割増等はありません。

※やむをえない事情で、かつ、ご利用者の同意を得たうえで、2人訪問した場合は、2人分の料金となります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※地域単価は2級地（11.12円）となります

利用料金は次の計算式によります。

- ・月次のサービス単位の合計・・・A
- ・ $A \times 137 / 1000 =$ （介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数）・・・B（小数点以下四捨五入）
- ・ $A \times 42 / 1000 =$ （介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）の単位数）B（小数点以下四捨五入）
- ・ $(A + B + C) \times$ 地域単価（横浜市の場合は 11.12 ）・・・D（1円未満切捨て）
- ・ $C \times (1 - \text{個人負担割合})$ ・・・1割又は2割、3割の負担・・・E（1円未満切捨て）
- ・ $D - E$ ・・・個人負担額